



暖冬の影響もあり、川崎市の河津桜の開花は、例年より1週間程度も早かったそうです。今年の花見は少し早めに予定しておいたほうがよさそうですね。



地方交付税

国内で2番目に面積の大きな湖である霞ヶ浦では、長年、沿岸11市町村の湖上の境界線が未確定となっておりましたが、今月、自治体間の中間を結ぶ「等距離線主義」の境界線で合意したそうです。これにより、関係市町村の地方交付税は合計で約8,000万円増加するという試算です。

そもそも、地方交付税とは、地方公共団体の財政の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性を強化することを目的としています。

しかしながら、現実的には、地方交付税が歳入の大半を占めている自治体も多く、まず交付税ありきの風潮は地方の行革を阻害し、結果として地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性という目的とは矛盾してしまっている気がします。

さて、霞ヶ浦の湖上に発生した一般財源、霞ヶ関で地方の陳情使節が発掘している一般財源。いずれも交付税という名前ですが、そのロジックを理解するのは非常に難しいと思います。

(柳)

確定申告について

『一時所得』

最近の競馬(2/4船橋第7R)で、日本競馬史上最高となる1,911万円という超高額配当が飛び出しました。馬券を当てて儲けたら、当然ながら税金がかかります。ところで、こういった大金を万が一に手に入れた場合は、所得税法上は一時所得になります。

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続行為から生じた所得以外の一時の所得で労働その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいいます。一般的には次のようなものが該当します。

- ・生命保険、損害保険の一時金、満期返戻金
- ・貸貸人等からうける立退料
- ・遺族が受ける給与等

『ふるさと納税』

ふるさと納税とは、新たに税を納めるのではなく、ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県・市町村)への寄付金のごことで、個人が5,000円を超える寄付を行ったときには、所得税と住民税から一定の寄付金控除を受けることができますので、忘れずに控除しましょう。(PN レアメタル)

企業再生の現場 その4



先日、内閣府からGDP成長率年換算12.7%というショッキングな数字が公表されました。最近の生産調整、人員削減などこれらの影響が数字として直接的にあらわれてきた証拠です。当面これらの厳しい状況は続くというのが大方の見解ですが、ただ、今は辛抱強くこらえて待つのか、それとも、ここで長期的観点から攻めの一手を打つべきなのか、経営者としては大変悩ましいところですね。

帝国データバンクの調査によると、この10年間で、老舗企業の倒産は2.6倍へ急増しているそうです。その原因には、以下のようなことがあげられます。

- ・産業構造の変化へ対応できなかった
市場のニーズと自社の事業領域にギャップがあることを認識することが遅かったなどがその原因である。手遅れになる前に気がつくべきことである。
- ・保有資産の下落と投資の失敗
保有資産を売却するといくらで売れるかという観点で評価すると、実際の資産価値は貸借対照表上の金額と大きく乖離しているにも関わらず、その認識が甘い。また、節税等の目的で購入した資産は、銀行からの長期借入金で賄い、その資産は、事業活動にほとんど役立っていないということもある。
- ・会社と社員の高齢化
会社も、社員も高齢化してしまい、改革とか変革を嫌う社風が出来上がってしまい、容易にこれまでのやり方を変更することが出来ない。また、従業員の高齢化で給与等の人件費も収益を圧迫しているケースである。

この不況がいつまで続くのか、今は不安な状況ですが、今後の見通しを読み解く力を経営者が持つことは非常に重要です。辛抱強く乗り切る忍耐力はもちろんのこと、マクロ的観点から自社の置かれている業界の現状と動向を見極めることができれば、老舗企業のような倒産原因を回避することができるのではないのでしょうか。

(榎村)

平成21年度税制改正のポイント

今年度の税制改正は厳しい経済状況を踏まえ、景気回復の観点からの措置が中心となっております。今回の改正では、以下のような内容が改正される予定です。

1. 中小企業関係税制
平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度の所得のうち800万円以下の金額に対する法人税率は、従来22%でしたが、18%に引き下げられることとなりました。これにより最大で32万円税金が安くなります。
2. 事業承継税制
非上場会社の経営者が死亡し、相続人がその株式を取得し会社を運営していくこととなった場合(経営承継相続人といいます)、相続等により取得した株式(議決権があるもので、総数の2/3に達するまでの部分)に係る課税価格の80%に対応する相続税が納税猶予されます。贈与税に関しても、同じような納税猶予制度が創設されています。
3. 自動車重量税・自動車取得税の時限的減免
自動車需要の急激な落ち込みなど昨今の景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進税制が時限的に創設されます。次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車等)は免税。登録車、軽自動車及び重量車(バス・トラック等)は、燃費基準や排出ガス基準の達成度合いに応じ、75%軽減又は50%が軽減される予定です。

このほかに、住宅ローン減税、金融証券税制の改正などがありますが、財務省等から発行している資料等がインターネットから入手できますので、詳細についてはそちらをご参照ください。

ちなみに、財務省の資料によると、これらの税制改正による減収見込み額は、平成21年度において、4,690億円ということですね。